

村山市立富並小学校『いじめ防止基本方針』

1 基本方針

「いじめは人間として決して許されない行為」であり、児童の学校生活及び社会生活においてあってはならないことである。児童の尊厳が守られるよう、全ての人々・組織が全力をあげ、あらゆる機会をとらえて未然に防止しなければならない。

学校においては、校長を中心に保護者や地域、また、教育委員会や他の専門機関と協力して全教職員がいじめ根絶に取り組まなければならない。

「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき・「富並小学校いじめ防止基本方針」において、本校におけるいじめ防止のための基本的な方向や具体的な取り組みを定めるものである。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条により「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの態様は、「心身的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすること」などを意味する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立ち、けんかやふざけ合いであっても、児童等の感じる被害性に着目し、背景にある事情の調査を行い、「いじめ」に該当するか否かを総合的に判断する。また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、校内において常日頃から情報を共有し、児童が良好な関係を築くことができるよう組織的に対応する。

3 いじめ防止のための取組み（未然防止に向けて）

「居場所作り」「絆作り」の取り組みの推進

(1) 児童会の主体的な活動の推進

児童会活動において、規範意識や思いやりの心等を大事にした活動から、いじめ問題についても考える機会を設け、児童自らいじめのない楽しい学校づくりに取り組むようにする。

そして、学校の教育活動全体を通じ、上学年としての活躍、下学年としての協力や前向きに取り組む姿の高まりが、集団の一員としての自信や自覚を育むことで互いの存在を認め合える人間関係・学級、学校風土を醸成していく。

(2) 学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進

道徳教育全体計画のもと、体験活動、行事を含めた教育活動全体を通して道徳教育を推進していく。「生命尊重」「思いやり」「人権」「情報モラル」意識を育むことを通じて、いじめを生まない風土を醸成し、失敗に負けないしなやかな心を持つ児童を目指していく。その中で、自分の存在と他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度や人権についての基本的な考え方等について、道徳の授業を中心に意識を高めていくようにする。

(3) 教員などの資質・指導力の向上

各学級において担任は、児童自らが主体的に取り組む活動に配慮する中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるように意図した「集団づくり」のもとで学級を経営していかななければならない。

また、学習規律を守り、きちんと授業に参加する中で、基礎的な学力を身につけるとともに、一人一人が互いの考えを大切に高め合うことで学習の深まりを実感できるような「授業づくり」を行わなければならない。さらに、教職員は、不適切な認識や言動で児童を傷つ

けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意をはらっていくことが大切である。

また、教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう教職員研修の充実を図りいじめ防止に向け理解を深める。

P T Aや子ども育成会等と連携し、外部の指導者を招聘し、いじめ防止のための研修会を実施しながらいじめ防止に向け理解を深める。

4 いじめ早期発見に向けて

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。

(2) 児童へのアンケートと面談・保護者へのアンケートの実施

児童には、いじめに関わるアンケートを6月と11月に実施。

(5月と11月はQUも実施)

- ・「アンケート実施 → 面談 → 対応 → 共有 → 追跡指導・支援」
- ・アンケート実施後に全児童対象に個別面談を実施。(子どもと語る週間)
- ・保護者にもアンケートを実施し、情報を収集する。(6月・11月)
- ・心の相談カードに記入し児童1人1人の心の状態を把握(9月と2月)

(3) 地域との連携

地域の方々の情報をいつでも受けられる窓口(教頭・生徒指導担当者)を周知し、登下校中、家庭に帰ってからの遊びなどでのいじめに関する情報を収集できるようにする。

5 いじめ発生時の対応について

(1) 正確ないじめの実態把握

教師が1人で判断することなく、組織による加害・被害児童からの正確な状況把握と判断のもといじめの有無を確認する。

(2) 組織での対応

いじめの発生が疑われる場合は、校長のリーダーシップのもと「校内いじめ対策委員会」を開き、指導の方向性・役割分担を明確にし、組織的にかつ速やかに対応する。

①構成委員

・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・養護教諭 など

②主な役割

校内いじめ対策委員会におけるいじめの解決に向けての手立て

- 問題となる行動について、個別に事情を聞いて事実を確認する。
- 確認したことについて教頭・校長に報告するとともに委員会で対策を検討する。
- いじめた児童に対しては、教育的な配慮のもと毅然とした態度で指導するとともに、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添い、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、保護者に事実を伝え継続的に見守り指導を行い、いじめの根絶を図る。
- いじめられた児童には、心身の安全や秘密を守ることを伝え、心の不安を取り除く。また、保護者にその事実とともに対応について説明をする。
- 指導は、担任に加え教頭・校長も行う。
- 傍観していた児童に対しては、加害者にとっては「支持」と受け取られ、いじめを深刻化させることを理解させる。

- 保護者の考えや必要に応じ、解決のための面談の機会を設ける。
- いじめが続いていないか学校全体で見守り指導を行う。経過を保護者（両者）に伝える。
- いじめられた児童に対し、適切かつ継続的に心のケアを行う。必要に応じて市の教育相談員、カウンセラーを活用する。
- いじめ問題への対応について評価・検証し、問題点を明確にして全体計画、指導計画の改善を図る。
- 一連の経過を教育委員会に報告する。
- 事後の継続的な心の「居場所」「絆」を育む学校、学級作りを行う。

(3) 重大事態への対処について

校内いじめ対策委員会の対応では問題の改善がみられない場合や重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに教育委員会へ報告し、指導を仰ぐ。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに警察署に通報する。

教育委員会の指導を受け、その事態に対処するために外部機関などと連絡を取り、「重大いじめ対策委員会」を開催し解決を図る。

① 重大いじめ対策委員会Ⅰ（学校関係者）→校内だけで解決しない事態

構成委員：校内委員，PTA 会長，当該学年委員長，副委員長

② 重大いじめ対策委員会Ⅱ（外部関係機関）→もっと広く協力を得なければならない事態の場合

構成委員：校内委員，教育委員会の担当者，教育相談員，心理・福祉の専門家，警察官等を含めて対応し，いじめの解決にあたる。

③ 主な役割

いじめの解決に向けて専門的な見地から意見を交換し合い、それぞれの立場で問題の解決に向けた支援を行う。

重大事態の意味

- いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当に期間については年間 30 日を目安とする。
- 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。
- 上記以外の事案について学校が重大事案として対処する必要があると判断したもの。

重大いじめ対策委員会におけるいじめの解決に向けての手立て

- 教育委員会の指導のもとに、事実を明確にするための調査の主体者、具体的な組織や方法、範囲等について検討し調査を実施する。
- 調査をもとに、いじめの解決のための具体的な手立てやいじめられた児童、いじめた児童の両者に対する対応や指導の在り方について専門的見地から検討し実施する。
- 指導が適切かつ効果的に行われているかを確認し、もしいじめが継続しているようであれば、新たに解決のための具体的指導について検討し決定する。
- いじめについての公表の在り方について検討する。
- 重大事態が発生した場合の対応の在り方について点検を行い、問題点を明確にして改善を図る。
- 一連の対応について市教育委員会に報告する。

6 「いじめが解消している」状態の捉えについて

いじめは、謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかを踏まえつつ総合的に判断する。

1 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上の行為も含む）が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)継続していること。

2 「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 配慮すべき児童への対応

(1) 発達障がいを含む障がいのある児童への配慮

障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない場合がある。また、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることで加害者になる可能性があることも忘れてはならない。教職員は専門家の意見を踏まえながら、障がいの特性への理解を深め、適切な指導や支援を行う必要がある。

(2) 外国人の児童への配慮

国際結婚の保護者を持つ児童が、言語や文化の違いから、いじめを受けることがないよう、教職員、児童、保護者の理解を得る。

(3) 性的思考・性自認に係る児童への配慮

性同一性障がいや性的思考・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、研修等を通じ、これらの障がい等についての正しい知識や必要な配慮について教職員への理解を図るようにする。

8 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修（外部講師招聘による指導等も）を計画的・継続的に行う。また、外部で行われる研修会にも積極的に参加し、教員としての授業力や資質の向上を図っていく。

(2) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ等が発生した場合は、早期対応・解決ができるように校務分掌を適正化し、組織体制を整える。また、会議日を精選し、時間と心のゆとりを図る。

(3) 学校評価と教職員評価

学校評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて実施する。

その場合、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの実態把握や対応が促されるよう児童や地域の状況を踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況・達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

教職員評価においても、いじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。その場合、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生したときの迅速かつ適切な対応等で評価されるように留意する。

(4) 放課後児童クラブ（あじさいっ子クラブ）との連携

放課後児童クラブでの生活の仕方等は、学校生活や家庭生活にも影響が多い。そこで、放課後児童クラブの先生方と情報を共有しながら指導に努める。

そこで、定期的に情報交換会を開催すると共に、緊急を要する場合は、連絡を取り合うことができるようにし、協力して組織的に問題解決が図れるようにする。

(窓口：教頭、生徒指導主任)

(5) スポーツ少年団等との連携

スポーツ少年団等のスポーツ団体に所属し活動している児童がいる。そこで、もし、いじめが発生した場合は、各団体の指導者や父母の会との連携のもとに解決にあたることができるように努める。

(6) 地域や家庭との連携

家庭に帰ってからの遊びや地域の活動でのいじめが学校で発生するいじめと関係している場合がある。

そこで、学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめ問題の理解を図ることが大切である。

学校では、学校通信や授業参観全体会・学級懇談会、PTA会報等で適宜いじめ問題の重要性について伝えとともに、いじめ問題の実情を説明し理解を図っていく。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように地域全体で問題の解決にあたるよう努めていく。(PTA・育成会合同研修会開催等)